

柳井につぼん晴れ街道協議会会則

(名称)

第1条 この会は、「柳井につぼん晴れ街道協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、柳井市柳井津730番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、恵まれた気候風土と歴史が育んだ柳井地域の街道筋にある地域資源を生かした魅力ある地域づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柳井地域に所在する街道の整備、維持及び活用
- (2) 街道沿線の各地域の連携、交流
- (3) 街道沿線の各地域の取組、魅力やイベントなどの情報共有及び情報発信
- (4) その他、協議会の目的の達成に必要な事業

(構成員)

第5条 協議会の構成員は、第3条の目的に賛同する個人会員及び団体会員(以下「会員」という。)とする。

(機関・議決)

第6条 協議会の議決を行う機関として、総会及び役員会を置く。

- 2 総会は会員で構成し、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
- 3 総会は会長が招集するものとし、毎年1回以上開催し、協議会の運営に関する重要事項を議決する。
- 4 役員会は会長が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。
- 5 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

- 2 役員は総会で選任する。任期は、総会の翌日から起算して2年経過後最初に行われる総会の日までとし、再任を妨げない。
- 3 会長、副会長、理事及び事務局長をもって役員会を構成する。
- 4 監事は役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しないときは、総会を招集できる。

(役員職務)

第8条 前条の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会においてその必要な事項を審議する。
- (4) 事務局長は、総会、役員会の決定に基づき、事業執行及び管理業務について総括する。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査するとともに、会の運営に関し必要な助言をすることができる。

(会計及び会計年度)

第9条 協議会の運営に要する費用は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(財産の管理)

第10条 協議会の会計処理及び管理方法は、役員会でこれを定める。

(会則の改正)

第11条 会則の改正は、総会において行う。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会でこれを定める。

附 則

この会則は、平成26年3月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月25日から施行する。